

令和 8 年 9 月 16 日
建設常任委員会資料

「県が保有する債権の放棄に関する条例」に基づく債権放棄について

県営住宅使用料に係る滞納家賃等については、職員や指定管理者による積極的な支払い督促とともに、民間の債権回収会社及び弁護士への収納委託により、効率的な回収に努めているところである。

しかしながら、消滅時効が完成し、かつ、債務者が債務を履行する見込みのない債権について、「県が保有する債権の放棄に関する条例」に基づき、債権放棄を行った。

1 債権放棄の実施日

令和 8 年 3 月 31 日

2 放棄した債権

(単位：千円)

債 権 名	件 数	金 額	債 権 の 説 明
県営住宅使用料	79 件	16,868	県営住宅の入居者が県に支払う賃料
県営特別賃貸住宅使用料	0 件	0	特別賃貸住宅の入居者が県に支払う賃料
借上県営住宅使用料	3 件	179	UR・公社からの借上県営住宅入居者が県に支払う賃料
損害賠償金	39 件	26,355	入居許可取消者が県営住宅を退去するまでの期間課される損害賠償金
合 計	121 件	43,402	

3 根拠規程

県が保有する債権の放棄に関する条例 第 3 条第 1 項第 1 号

(消滅時効が完成し、かつ、債務者が債務を履行する見込みがないとき。)

4 債権回収に向けた対応

(1) 滞納を未然に防ぐための対応

- ・口座振替の推進、代理納付の推進、指定管理者へのインセンティブ付与

(2) 滞納者に対する対応

- ・電話催告、督促文書送付、現地訪問、夜間督促、分割納付相談、訴訟等

(3) 退去者の債権回収のための対応

- ・民間債権回収会社や弁護士への収納委託等